

「部落解放基本法」制定にむけて活発な論議  
 第六回研究者集会開催される

部落解放研究所おしらせ

さる七月七日から八日にかけて、第六回全国部落解放研究者集会ならびに第二十回研究所総会が奈良県・あやめ池で開催された。同集会には、研究所会員をはじめ、大学・行政関係者、企業・宗教関係者、各地研究所代表者ら約二百名が参加。「部落解放基本法」の制定にむけて活発な討論が繰り広げられた。

集会に先立ちスライド「部落解放のあゆみ(戦後編)」の試写が行われ、午後一時三〇分に開会された。

集会は、住田理事の司会で始まり、村越

末男副理事長が「多忙の中参加いただいたことに感謝するとともに、当面する大きな課題である人種差別撤廃条約の早期完全批准、部落解放基本法の制定に向けて、大いに論議を深めていただきたい」と開会あいさつ。

続いて来賓あいさつに移り、最初に上杉佐一郎・部落解放同盟委員長が「全国的な人権擁護運動の高揚に一層取り組みとともに、本集会において『基本法』制定への論議をまきおこしてほしい」と参加者に訴えた。さらに藤田・大阪府教委同企室長、三

宅・大阪市同対部長から、それぞれ来賓あいさつが行われた。

この後、シンポジウム「部落解放基本法の制定にむけて」に入り、最初に、友永健三事務局長が、去る三月二十三日に「基本法」検討委員会が設置されて以降、三回にわたる小委員会の開催などのこれまでの検討委員会における取り組みと論議の内容を紹介。今後の方向として、十月の全国研究会で具体的につめたものを提案するとともに、来年一月には、一定の要綱的なものを出していくことが報告された。

続いて、高野真澄・香川大学教授より「部落解放基本法の構想について」、森井暉・関西大学教授より「差別への法的規制の諸問題」について、それぞれ今日までの研究報告に基づいて問題提起がなされた。

この後、松本健男弁護士、上杉委員長か

ら、意見が述べられた後、「法」のあり方や「法的規制」をめぐって活発な討論がなされた。

夕食の後は、四部門に分れて部門別会議が行われた。啓発・運動部門では、「今日の啓発の問題と課題」をテーマに三氏が報告、人権・行政部門では、「興信所・探偵社規制条例について」「個人給付見直しをめぐる各地の動向」の二本の報告を受けて討論。教育・地域部門では、「教育臨調との対決点と解放教育の課題」「柴島高校の実践報告」「第二次解放教育計画検討委員会の中間報告」の三本の報告が、歴史・理論部門では「国民融合論批判と部落解放理論」「解放令反対一揆研究の前進のために」「二本の報告があり、それぞれの分代会では、報告に基づいて活発な討論が続けられた。(次頁の部門別会議報告参照)

翌八日、午前九時より再開された全体会では、前日の四分散会における討論の内容が報告された後、集会のまとめとして大賀研究部長が、最近の動向と関連して、①地対協の意見具申のとりえ方、②個人給付の見直しについて、③法的規制と糾弾のあり

方、などについての視点が提起された。

最後に鈴木理事より、「集会における論議をさらに各分野・各地で発展させていた

面する課題の達成のために一層の結束をお願いしたい」と閉会あいさつがあり、第六回全国部落解放研究者集会は終了した。

## 理事長に村越末男(前・副理事長)が就任

— 総会で承認 —

副理事長に鈴木祥蔵理事、

新理事に小林茂名古屋学院大教授

七月七日午前、部落解放研究所の理事会が開催された。

この日の理事会では、同日午後から開催される全国部落解放研究者集会及び研究所の任務分担を決めるとともに、故原田伴彦理事長亡き後、空白となっていた理事長以下の理事体制について協議し、新体制の確立をはかった。

新体制について理事会では、新理事長に村越末男副理事長を、副理事長に鈴木祥蔵理事を互選した。また、新しい理事として、

故原田伴彦理事長追悼事業など七つ柱にそって新年度事業を実施

第六回全国研究者集会にひきつづいて、

八日午前十一時から第二〇回部落解放研究所総会が開催された。

総会では、前回の総会以降の事業報告とともに、今年度の事業内容について、以下の七つの柱にそって提案がなされた。

①「部落解放運動の発展にむけ、ひきつづき理論的・政策的裏づけにとりくむ」として、部落解放基本法制定への研究を深め、大綱決定をめざすとともに、興信所・探偵社規制条例の制定にむけた研究を強化する。

②「解放理論の整理にむけた諸事業にひきつづきとりくむ」として、部落問題辞典の編集発刊などにとりくむ。

③「啓発企画事業を充実強化する」として、各分野ごとの啓発のあり方を究明するとともに、四カ年計画で啓発の方向を系統的に明らかにする。

④「国内の反差別・人権擁護の運動や研究者との連携を深める」として、世界人権宣言中央実行委員会と連携し国内における差別の実態を明らかにする『人権白書』を編集する。

⑤「国際連帯活動にひきつづきとりくむ

み、女性差別撤廃条約と人種差別撤廃条約等の早期批准を求めていく」として、両条約の早期完全批准にむけた研究と宣伝を強化するとともに、九月をメドに人種差別撤廃条約を解説したスライドを完成させる。

⑥「故原田伴彦理事長追悼事業にとりくむ」として、『原田伴彦部落問題選集』の発刊と記念基金を設置する。

⑦「組織・財政基盤の拡充にとりくむ」として、さらに各分野における研究者の結

## 啓発・運動部門会議(報告)

集を強める。

以上の様な事業方針が確認された後、研究所の体制について、新理事長に村越末男副理事長が、副理事長に鈴木祥蔵理事の就任。また、新理事には小林茂名古屋学院大教授を迎えられることが了承された。

この他、「原田伴彦記念基金」の設置について、十二月から基金の募集、来年四月の開設にむけて運営委員会を設置していくことが決定した。

昨日の啓発・運動部門の会議は、今日の啓発の問題点と課題というテーマで行なわれました。しかしテーマが大きいので、その中でも部落問題についての啓発指導につきまして議論を深めました。最近の意識調査の結果を見ますと、部落問題についての捉え方の特徴として言えることは、まだまだ同情であるとか、理解する立場での認識が多くて、自分自身の問題として捉えるた

いうまでにはなっていないようです。そこで、その原因の分析とさらに議論をしたわけです。最初の報告として、宇都宮大学の横島先生の方から、社会心理学的な立場から、報告を頂きました。横島先生は、部落差別というものを、知識として知るといふという段階から、自分の問題として深めていくという、二つの段階がある。まず知識の問題としては少なくとも二つの

点、一つは部落差別の構成とらうことを知るとらうことと、もう一つは、部落差別と他の差別との共通した面を明らかにするということ、そして三つめとしては、部落差別というものが為政者によって利用され、再生産されている、とらうことが必要ではないか。さらに、自分の問題として理解するには、自分自身を自覚する、すなわち自分自身の中の不完全さや不健全さを自覚する、というような自己反省の認識の過程を経ていく必要があるのではということが報告されたわけです。

次の報告としましては、大阪大学の元木先生の方から、主として社会教育の立場から、報告をして頂きました。現在の啓発活動というものが、自発的な学習になっていない場合が多い。どちらかというと、参加者が受動的な立場で参加する、自ら参加するという参加意識に欠けている場合が多いのではないかとといった点を改善する必要があるということをごままず指摘されました。それから、二つめに、学習要求という点から分析されて、これは尼崎市と大阪市の二市の生涯教育についての調査結果に基づ



必要であって、自分の中に要求としてあるもの、その中には個人的な狭いものもあるんですけども、同時に普遍的な要求もあるわけでして、そのことを気づかせるということが必要なのではないか。そのために、感受性訓練という教育方法がアメリカなどではかなり広範に取り入れられている。そういうものも今後の啓発活動の中に導入していったらどうだろうか、という提案がなされました。

それから、報告の三つめとしまして、人権草の根運動の視点から、大阪府連の泉谷さんの方から報告がなされました。まず最近の、特徴ある差別事件を指摘されました。一つは大阪の浪速区と大正区にかかっていました大浪橋の差別落書事件です。たいへん大きな落書きが、このような人通りの多い橋に何時間もされているにもかかわらず通報がなかった。浪速の主婦のある方が発見して初めて問題になった。今日まで十数年間啓発活動をしてきたけれど、その啓発活動の質というものを改めて問い直してみる必要がある、ということが指摘されました。また、もう一点、これは今年の一

きまして、報告がなされました。その内容は、学習要求というものが人権問題だけに薄いのではなくて、社会的な活動や、社会問題全体に対する要求も、全体として非常に低いということが特徴であって、しかも学歴とらうこととクロスして調べてみると、趣味とか教養とか、言わば狭い意味での自分自身の利益になることには、学歴と相関して、学習要求というものが高くなっているわけでありませうけれど、しかし、人権問題や、あるいは社会的な活動、社会問題に対する学習要求ということになりますと、必ずしも相関していない、むしろ、はっきりと学習したくないという保守的な態度というものが、学歴が高くなるほど強くなっているということがはっきりとできておる、ということが指摘されました。今日までの学校教育のあり方というものをもう一度見直してみる必要があるのではないかと、ということが指摘されたわけです。見直していく一つの視点として出されたのは、形式的な平等、先生が「みせかけの平等」という言葉を使って表現されていたわけですが、このような平等の意識では

月でありますけれど、もと同和对策部局の職員をされておられます、副班長という立場であった方が差別発言をするという事件が起きているわけです。このようなことを考えてみると、今までの啓発は結局、部落についての知識を教えたただけで、本当に自己変革するところとどこにまで至っていないか、ということが指摘されました。ここで、どのような課題があるかということ、次のような点を課題として出されたわけです。まず一つは、部落についての知識を教えたわけですが、しかしそのことが本場に正しく受け取められてきたのか、という点が充分に把握されていない。そこで、論議をする、つまり、一方通行ではなくてそのような学習した人が本場に理解をしているかどうかということをおいは、啓発する側が、相手の意見を聞き、論議をすべき、というような点が必要なのではないか。もう一つは、本音を出させるということでありませうが、本音を出させるためには、身元調査といった、自分自身の生活と結びついた内容の啓発活動が必要ではないかということでした。

なくて、それぞれが置かれている立場が違わうわけですが、本場の意味での平等、すなわちハンディー・キャップというものを考慮した実質的な平等というものを規定する必要があるのではないかと、ということ。そのために、従来、民主社会のルールとして考えられてきたのは、最大多数の最大幸福とか、あるいは多数決原理というものが考えられてきたわけですが、それに対して新しいルールを考えていく必要がある。すなわち、多数決そのものを否定するわけではないけれど、少数者の立場からもう一度問い直してみることが必要である。少数者の意見の尊重ということではなくて、少数者の立場に立つてもう一度見直すということが必要ではないか、ということが指摘されました。それからもう一点指摘されたことは、人権問題や社会問題についての学習要求が薄いという結果が出ていくけれども、しかし本場の意味で薄いかということ必ずしもそうではない。本来要求はあるんだけどそのことを自覚していない人が多いのではないかと、つまり、本場の意味での自分自身を見つめるということが

きびには、指導者の養成というものをやっているわけですが、学習するということと同時に、実践の中で、たとえば、自らが人の前で部落問題について話をする、身元調査の問題について話をする。そのような経験するということを通じて、自分自身を変えていくということが大事ではないか、ということが出されました。

もう一点は、多くの場合は、啓発されるという受動的な立場、お客さんの立場に立っているわけですが、参加させるという観点が必要なのではないか、ということ。これは、堺市におきまして「堺・火祭り」というものが行なわれているわけですが、その際にパレードをします。人権丸というのをくりだし、その船の上にただ役員が乗るだけでなく、人権協会の皆さんにすべて折紙をくはって、鶴を折ってもらい、そして、その鶴に、差別をなくす、色々な標語を書いてもらって、それを人権丸という船に張りまして、パレードをしたわけです。そうすると、ただ傍観者としてそれを見るところだけではなくて、自分自身が折った鶴が、そこに張られ

ていて、そしてパラードをしていることによつて参加意識を持たせて関心を高めていった。このような創意・工夫をする必要があるのではないかと、ということが指摘されたわけです。

以上の三つの報告に基づきまして、討論をいたしました。一つは部落問題についての共感なり、自分自身の問題として受け取めていくためのいくつかの点が出されました。一つは、部落差別という問題と自分自身の問題が根源的に一致するものであるということをお互に自覚させるということが必要である。そのためには、生活体験の共通性といったものも引き出していく必要があるのではないかと、ということが一点です。

もう一つは、自分自身の生活体験というものを分析し、よく自分史を語るといふことが言われるわけですが、他の人の人権問題を自覚するといふこと、自分自身の人権問題を自覚するといふことは包含関係があるわけですから、自らの生活体験を振り返り、自覚するといふことがぜひ必要なのではないか。さらに、もう一点重要な点として出されましたのは、部落解放運動自身

が全人類的な課題というものを追及し、それは、遠回りであるけれども、確実に信頼を得、共感を得る道ではないか、ということと特に強調されて、全人類的な課題を部落解放運動自身が現在追及しているわけですから、さらに推進していく必要があるのではないかと、点が出されました。

その他の啓発の問題としていくつか論議されました。一つは、自由な意見交換という問題です。先ほど泉谷さんの報告の中にもあったわけですが、やはり聞くだけではなくて、その中で色々な疑問を出させるということも必要だといふ指摘がありました。そのことと関わって、あるいは今日、地対協が出した啓発答申の中でも自由な意見交換ということが協働されているわけですが、そのことも関わって、論議がされました。ここで一番指摘されたことは、自由な意見交換といふのは、学習とか研究の場では前提であるけれども、しかし、無責任な放言になってはならぬのではないかと、やはり、出てきた意見の中で誤まった意見についてはきちっと指導するといふ、そのような力量を指導者自身が高めて

いくということ、このことと平行してやらなければ、差別的パラ巻きになるんではないか、ということが指摘されました。

それからもう一つは、人権ということと関わりまして、よく指摘されるのは、部落に対するマイナスのイメージが強いということがよく言われます。そこで啓発の内容を考えていった場合に、やはり部落差別の実態といふことが大きな柱にならないければならないけれども、もう一つは部落のすばらしさ、部落民の誇りといった点についてもやはり学習していく必要があるのではないかと、という面々の認識が必要だといふことが指摘されました。

それから啓発の課題と関わりまして、やはり、ともするといふような大学の先生をお招きして話を聞きやり方が多く、参加者の中から難しいという声がよく聞かれる。これは、啓発をする側が、啓発を受ける側の生活の言葉で部落問題を話していない。その点に原因があるのではないかということに指摘されました。また今後はただ受けるということだけでなく、参加するといふ意識を創出する必要があるといふことが指

摘されたわけです。

それから本音と立て前といふ点につきましましては、やはり立て前を本音にしていくためには、一人一人の個人をとりましますと集団の中で弱いわけであります。差別を許さない集団づくりといふことと併行して考えなければ、単なる、道徳的な決意に終わってしまうといふことが指摘されたわけです。また、相手の立場に共感するといふた、人間にとって基本的な感性といふべきものを、子どもの中からきちっと教育していく必要がある。しかし現代の受験競争といふものかそれをじゃましていくといふことも念頭において、子どもからの教育といふものを考えていく必要があるといふことが指摘されました。

それから行政の啓発の最近の特徴ですけれど、注意しなければならぬ点として指摘されたわけですが、一つは部落差別の実態といふものはもうなくなつておる、という前提に立って、あとは心の問題だといふことで啓発といふものが強調されているといふ場合が非常に多いといふことが一点です。もう一つは、差別的捉え方が非常

に弱いわけでありまして、単に市民の遅れた意識が差別を今日なお作り出しているといふような、非常に現象的な捉え方になつていて、なぜ市民が差別意識を持っているのか、そこには行政責任もあるわけでありまして、そのような掘り下げのない、現象的な捉え方で、啓発している場合が多い。

こつこの点について特に今後、いわば「行政改革」の中で安上がりに行政を推進していくためにも非常に政治的に啓発といふことが強調される形勢があるので、これについても考えていく必要があるといふことが指摘されたわけです。

以上、啓発、運動部門は約三時間ほど論議をしまして、このようなまとめをさせて頂きました。

(報告・加藤敏明 文責・編集部)

#### 「雇用と平等・人権」シンポジウム ならびに講演集会(御案内)

世界人権宣言中央実行委員会の招聘で来日するILOのロシリオン平等局長らを迎えて、シンポジウムと講演集会が予定されています。ぜひ御参加下さい。

(詳細については部落解放研究所または部落解放同盟中央本部まで問い合わせ下さい。)

#### 日程

十月十一日(木)午後一時～四時半

東京講演会(日本教育会館)

十月十二日(金)午後一時～五時

東京シンポジウム(松本記念会館)

十月十三日(土)午後一時～五時

大阪シンポジウム(部落解放センター)

十月十五日(月)午後一時～四時半

大阪講演会(浪速解放会館)